

第48期 定時株主総会

招集ご通知

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況については、未だ終息に至っておりません。

感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお会場の座席数に限りがございますので、席数を超えるご来場があった際、入場を制限させていただく場合がございますので、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都中野区本町二丁目54番11号
株式会社レオパレス21 本社会議室

議 案

- 第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
(発行可能株式総数の増加)
- 第3号議案 定款一部変更の件
(責任限定契約、補欠監査役等)
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	6
事業報告	20
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	53

東京都中野区本町二丁目54番11号
株式会社 レオパレス21
代表取締役社長 宮尾文也**第48期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、2021年6月28日（月曜日）午後6時まで以下いずれかの方法により、議決権の事前行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

詳しくは ▶ 4頁 をご参照ください。

【書面による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類（6頁から19頁）をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類（6頁から19頁）または議決権行使ウェブサイトから当社ホームページに掲載しております参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネット等による議決権行使に際しましては、後記5頁を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

また、議決権行使書とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

インターネット等による方法により複数回議決権を行使された場合は、最終の議決権行使を有効なものといたします。

詳しくは ▶ 4頁～5頁 をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都中野区本町二丁目54番11号 株式会社レオパレス21 本社会議室

3. 目的事項

- | | |
|--------------|--|
| 報告事項 | 1. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 資本金の額の減少（減資）の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（責任限定契約、補欠監査役等） |
| 第4号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載させていただきます。

代理人によるご出席は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状および株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。株主ではない代理人および同伴の方など株主以外の方は、株主総会にご出席いただけません。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の定めにより、当社ウェブサイト（下記URL）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

当社では以前より、定時株主総会終了後に決議の結果をお知らせするため「定時株主総会決議ご通知」を株主の皆様へ送付申し上げておりましたが、第48期定時株主総会より決議の結果を書面に代えて、当社ウェブサイト（下記URL）にて掲載させていただくことにいたしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<https://www.leopalace21.co.jp/ir/stocks/meeting.html>

- 株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意および総会終了後の懇親会の開催はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止へのご協力のお願い

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考えたご対応を下記のとおり実施させていただきます。

なお、今後の状況によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.leopalace21.co.jp/>) において、お知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- ① 本株主総会における議決権行使は、当日の出席によらず、議決権行使書またはインターネット等による議決権行使が可能となっておりますので、ぜひご検討ください。

議決権行使書またはインターネット等による議決権行使の期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時到着分まで

- ② ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航をされた方は、本総会への出席を見合わせることをご検討ください。
- ③ 本株主総会にご出席を検討されている株主様は、体温の測定等当日の健康状態に十分留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。また、ご来場される場合はマスクをご準備のうえ、ご来場ください。

2. 本株主総会における当社の対応および来場される株主様へのお願い

- ① 昨年同様、縮小した規模での開催となります。
- ② 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がありますので、議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ③ 運営スタッフにつきましては、マスクの着用等、感染予防のための処置を講じさせていただく予定です。また、会場内にアルコール消毒液を設置いたしますので、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ④ 当日は、会場受付前にて、検温を実施させていただきます。
37.5度以上の発熱が確認された株主様はご入場の制限をさせていただく場合がございます。
- ⑤ 会場において体調不良を感じた株主様は運営スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主様へ運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

機関投資家の皆さまへ 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくこともできます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 0000000000 議決権行使回数 0000000000

株式会社レオパレス21 御中

私は、2021年6月29日開催の貴社第48回定時株主総会（併合または組合を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。

2021年6月 日

議案番号	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	議案(附議)	第5号議案	第6号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思があったものとして取り扱います。

株式会社レオパレス21

* 01324000000000100190 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社レオパレス21

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第3号・第5号・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

*議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

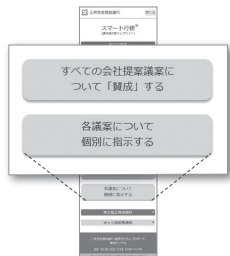
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなくスマートフォン用議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

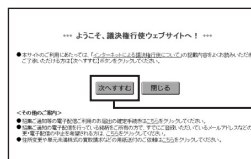
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

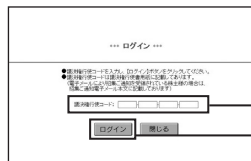
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性および機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金81,282,359,829円のうち、81,182,359,829円減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額81,182,359,829円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年8月10日

第2号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加）

1. 提案の理由

昨年の資本政策により潜在株式を含めた発行済株式数は489,138,215株となっております。
 将来の機動的な資金調達を可能にする為に、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の50,000万株から増加し、75,000万株に変更するものであります。
 なお、本件変更は発行済株式数の4倍以内であります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>75,000</u> 万株とする。

第3号議案 定款一部変更の件（責任限定契約・補欠監査役等）

1. 提案の理由

(1) 責任限定契約の対象者変更

現行の定款では社外取締役および社外監査役を対象として責任限定契約が締結できる旨を定めております。

これに対し、社外取締役でない非業務執行取締役、および社外監査役でない監査役についても、職務の遂行に当たり、その能力を発揮し期待される役割を果たしえるため、および有能な人材を確保するために、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）を改定し、業務執行を行わない取締役を対象とするもの、および現行定款第38条（社外監査役の責任限定契約）を改定し、全監査役を対象とするものに変更いたします。

なお、本議案については各監査役の同意を得ております。

(2) 補欠監査役の任期（4年へ）

補欠監査役選任決議の有効期間は、原則として決議後、最初に開催する定時株主総会の開始の時まで（1年間）とされております。

これに対し、選任決議の煩雑性を回避するため、定款に補欠監査役に関する規定を新設し、選任決議の有効期間を当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（4年間）とする規定を新設いたします。

(3) 字句一部修正

定款35条の記載（監査役会規程）につき、実態に合わせ、当該条項中、「監査役会規程」とあるのを「監査役会規則」に修正いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第27条〈条文省略〉</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条〈条文省略〉</p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第30条 当社の監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第34条<条文省略></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第35条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第1条～第27条〈現行どおり〉</p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(ただし業務執行取締役等であるものを除く)との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条〈現行どおり〉</p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第30条 当社の監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>当社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第31条～第34条<現行どおり></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第35条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第36条～第37条<条文省略></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条～第42条<条文省略></p>	<p>第36条～第37条<現行どおり></p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条～第42条<現行どおり></p>

(注) 定款第6条については、第2号議案「定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加）」で変更することを予定しております。

第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役9名全員は任期満了となります。つきましては取締役8名（うち5名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	みや お ぶん や 宮 尾 文 也	再任	代表取締役社長 社長執行役員 事業統括本部長	24/24回
2	あし だ しげる 蘆 田 茂	再任	取締役常務執行役員 施工不備対策本部長	24/24回
3	はや しま ま ゆ み 早 島 真由美	再任	取締役執行役員 コンプライアンス推進本部長CLO (最高法務責任者)	24/24回
4	ふじ た か ず や ず 藤 田 和 育	再任 社外 独立	社外取締役	24/24回
5	なか むら ゆたか 中 村 裕	再任 社外 独立	社外取締役	24/24回
6	わた なべ あきら 渡 邊 顯	再任 社外 独立	社外取締役	18/18回
7	やま した あき お 山 下 明 男	新任 社外	-	-/-回
8	りゅう じん 劉 勁	新任 社外	-	-/-回

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員

(注) 取締役会の出席状況について、渡邊顯氏は2020年7月22日の第47期定時株主総会での選任後の出席状況です。

【ご参考】本株主総会後の取締役会構成について

全ての候補者が取締役を選任された場合、当社取締役会は業務執行取締役3名、社外取締役5名の合計8名から構成され、取締役の過半数が社外取締役となります。

取締役会 スキルマトリクス

	氏名	属性					専門性・経験および知見									
		地位 業務執行	社外性	指名報酬 委員会	年齢	ジェンダー	企業経営	企業再生 事業改革	営業 マーケ ティング	品質管理	法務	会計 税務	ファイナンス	IR	グローバル	監査
1	宮尾 文也	代表取締役社長 社長執行役員 取締役会議長		委員	61歳	男性	○							○	○	
2	蘆田 茂	取締役 常務執行役員			56歳	男性	○		○			○				
3	早島 真由美	取締役 執行役員			48歳	女性	○		○		○					
4	藤田 和育	取締役	独立社外	委員	74歳	男性	○	○	○	○				○		
5	中村 裕	取締役	独立社外	委員	62歳	男性					○					
6	渡邊 顯	取締役	独立社外	委員	74歳	男性	○	○			○					○
7	山下 明男	取締役	社外	委員	59歳	男性	○	○					○			
8	劉 勁	取締役	社外	委員	36歳	男性	○	○					○			

(注) 各候補者の年齢につきましては、招集ご通知発送日時時点のものを記載しております。

候補者番号 **1** みや お ぶん や
宮尾 文也

再任

(1960年4月14日生)

所有する当社の株式の数 **7,400株**
取締役会出席状況 **24/24回**
在任期間 **5年**

▶ **略歴、当社における地位、担当**

1983年 4月 中道リース(株)入社
1990年 6月 当社入社
2000年 9月 経理部次長
2008年 7月 リゾート事業本部部長
2010年 7月 経営企画部長
2012年 7月 理事
2013年 4月 執行役員
2016年 6月 取締役執行役員
2017年 5月 経営企画部・広報部 担当
2018年 4月 取締役常務執行役員／経営企画・IR 担当
2019年 5月 代表取締役社長（現任）／社長執行役員（現任）
2019年 6月 事業統括本部長（現任）

▶ **重要な兼職の状況**

Leopalace Guam Corporation 取締役

▶ **取締役候補者の選任理由**

代表取締役として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、社長執行役員として当社グループ事業全般を統括した経験により培われた、成長戦略・事業推進の知見、強いリーダーシップと決断力を有しております。同氏は、これらをもって抜本的な構造改革の断行の完遂と、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用の回復および業績の早期回復に向けた業務執行を指揮できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2** あし だ しげる
蘆田 茂

再任

(1964年6月16日生)

所有する当社の株式の数 **16,400株**
取締役会出席状況 **24/24回**
在任期間 **2年**

▶ **略歴、当社における地位、担当**

1988年 4月 当社入社
2003年 11月 経理部次長
2010年 4月 経営企画部部長
2012年 5月 事業企画部長
2013年 4月 理事
2014年 4月 執行役員
2019年 6月 取締役常務執行役員（現任）／施工不備問題緊急対策本部 本部長
2020年 7月 経営企画本部長
2021年 5月 経営管理本部長（現任）／施工不備対策本部長（現任）

▶ **重要な兼職の状況**

(株)レオパレス・パワー 代表取締役社長

▶ **取締役候補者の選任理由**

取締役として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、新規事業開発部門の統括の経験や常務執行役員として施工不備問題へ取り組むことなどにより培われた、成長戦略・事業推進の知見と決断力を有しております。同氏は、これらをもって抜本的な構造改革の断行の完遂と、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用の回復および業績の早期回復に向けた業務執行を指揮できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

はやしままゆみ
早島真由美

再任

(1973年4月26日生)

所有する当社の株式の数 5,500株
取締役会出席状況 24/24回
在任期間 2年

▶ 略歴、当社における地位、担当

1996年 4月 当社入社
2009年 4月 賃貸事業部 賃貸第3営業部 東日本法人営業部営業副部長
2010年 7月 賃貸事業部 東日本第2法人営業部長
2014年 4月 コーポレート業務推進統括部長
2015年 4月 理事
2018年 4月 執行役員
2019年 6月 取締役執行役員（現任）／コンプライアンス統括本部長CLO（最高法務責任者）
2020年 6月 コンプライアンス推進本部長CLO（最高法務責任者）（現任）
2020年 7月 管理本部長
2021年 5月 経営管理本部 副本部長（現任）

▶ 取締役候補者の選任理由

取締役として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、部門横断的な施策の実行および営業部門の統括の経験や執行役員として法務コンプライアンス部門を統括した経験により培われた、成長戦略・事業推進・コンプライアンスの知見を有しております。同氏は、これらをもって抜本的な構造改革の断行の完遂と、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用の回復および業績の早期回復に向けた業務執行を指揮できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

ふじ た かず やす
藤田和育

再任

社外

独立

(1946年6月24日生)

所有する当社の株式の数 0株
取締役会出席状況 24/24回
在任期間 1年4ヶ月

▶ 略歴、当社における地位、担当

1965年 4月 大阪府庁入庁
1970年 11月 東洋シャッター(株)入社
1999年 10月 同社 業務管理部長
2000年 6月 同社 取締役事業推進部長兼購買部長
2002年 6月 同社 代表取締役社長
2006年 4月 同社 代表取締役社長兼執行役員社長 全般統括
2010年 6月 同社 特別顧問
2011年 6月 同社 退職
2011年 9月 Management Consulting Partner(株)設立、同社代表取締役社長（現任）
2020年 2月 当社 社外取締役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

Management Consulting Partner(株)代表取締役社長

▶ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

社外取締役として、独立、公正な立場から取締役会等において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただいております。指名報酬委員会の委員も務め、役員選任および報酬決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。また、同氏は、東洋シャッター株式会社において私的整理ガイドラインに基づく会社再建計画の企画立案に主体的にかかわり、その後同社の代表取締役として再建7カ年計画を実施し、3年短縮して再建を完了させるなど、経営者としての経歴を通じて培われた高い見識および企業経営に関する深い知識、経験を有しております。以上のことから、抜本的な構造改革の断行の完遂と、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用および業績の早期回復に向けた取り組みにおいて、その事業再生・営業・建築・技術に関する経験と知見に基づく貢献が期待でき、独立、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

候補者番号 **5** なかむら **中村** ゆたか **裕**

再任 **社外** **独立**
(1958年9月28日生)

所有する当社の株式の数 **0株**
取締役会出席状況 **24/24回**
在任期間 **1年4ヶ月**

▶ 略歴、当社における地位、担当

- 1981年 4月 ナショナル住宅建材(株) (現パナソニックホームズ(株)) 入社
- 2002年 10月 同社 品質・環境推進部長
- 2006年 10月 同社 品質・環境・IT部長
- 2011年 4月 同社 理事 品質・環境本部長
- 2012年 4月 同社 上席理事 品質・環境本部長
- 2018年 4月 同社 品質・CS担当 上席主幹
- 2019年 3月 同社 定年退職
- 2020年 2月 当社 社外取締役 (現任)

▶ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

社外取締役として、独立、公正な立場から取締役会等において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただいております。指名報酬委員会の委員も務め、役員選任および報酬決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。また、同氏は、パナソニックホームズ株式会社出身であり、同社において入社時から一貫して品質管理および環境管理の業務に携わり、同社の品質管理および環境管理を業界トップレベルにまで引き上げた実績を有しています。また、住宅業界における複数の団体において要職を務めた経験も有しております。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関する経験は有していませんが、これらの経験を通じて培われた高い見識ならびに品質管理および環境管理の分野に関する深い知識、経験を有しております。以上のことから、抜本的な構造改革の断行の完遂と、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用および業績の早期回復に向けた取組みにおいて、その建築・技術に関する経験および知見に基づく貢献が期待でき、独立、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6** わたなべ **渡邊** あきら **顯**

再任 **社外** **独立**
(1947年2月16日生)

所有する当社の株式の数 **0株**
取締役会出席状況 **18/18回**
在任期間 **1年**

▶ 略歴、当社における地位、担当

- 1973年 4月 弁護士登録
- 2006年 11月 (株)ファーストリテイリング社外監査役
- 2007年 6月 前田建設工業(株) 社外取締役
- 2007年 6月 (株)角川グループホールディングス (現(株)KADOKAWA) 社外監査役 (現任)
- 2010年 4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株) 社外取締役
- 2013年 3月 ダンロップスポーツ(株) 社外取締役
- 2015年 10月 アジアパイルホールディングス(株) 取締役 (現任)
- 2018年 9月 法律事務所 Comm & Path パートナー (現任)
- 2019年 6月 前田道路(株) 社外取締役 (現任)
- 2020年 7月 当社 社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

(株)KADOKAWA 社外監査役/アジアパイルホールディングス(株) 取締役/法律事務所 Comm & Path パートナー/前田道路(株) 社外取締役

▶ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識および他社での社外取締役としての経験を通じて培われた高い見識および企業経営に関する深い知識、経験を有しており、独立、公正の立場から取締役会等において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただいております。指名報酬委員会の委員も務め、役員選任および報酬決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。以上のことから、抜本的な構造改革の断行の完遂と、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用および業績の早期回復に向けた取組みにおいて、その法務コンプライアンスに関する経験および知見に基づく貢献が期待でき、独立、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7 や ま し た あ き お
山下明男

新任 社外

(1961年10月23日生)

所有する当社の株式の数 0株
取締役会出席状況 -/-回
在任期間 -

▶ 略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 日本開発銀行（現日本政策投資銀行） 入行
2006年 1月 モルガン・スタンレー証券（現モルガン・スタンレーMUF G証券） 入社
2008年 6月 フォートレス・インベストメント・グループ 入社 マネージング・ディレクター（現任）
2013年 3月 同社 在日代表（現任）

▶ 重要な兼職の状況

フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社 在日代表

▶ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

金融機関等の役職員としての豊富な業務経験と実績を有しております。不動産関連事業、不動産ファイナンス、都市再生ファンド、マネジメントバイアウト、企業の再生案件等を数多く手がけており、こうした同氏の高い見識および企業経営に関する深い知識、経験を当社の成長戦略に活かしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8 り けい う
劉 勁

新任 社外

(1984年6月10日生)

所有する当社の株式の数 0株
取締役会出席状況 -/-回
在任期間 -

▶ 略歴、当社における地位、担当

2010年 4月 モルガン・スタンレーMUF G証券 入社
2011年 4月 RBS証券 入社
2012年 5月 フォートレス・インベストメント・グループ 入社
2020年 12月 同社 マネージング・ディレクター（現任）

▶ 重要な兼職の状況

フォートレス・インベストメント・グループ マネージング・ディレクター

▶ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

投資ファンドの役職員としての豊富な業務経験と実績を有しております。また、不動産関連事業や企業への投資および再生案件を数多く手がけており、こうした同氏の高い見識および企業経営に関する深い知識、経験を、当社の成長戦略に活かしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 藤田和育氏、中村裕氏、渡邊顯氏、山下明男氏および劉勁氏の5名は、社外取締役候補者であります。なお、藤田和育氏、中村裕氏および渡邊顯氏の3名は、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。また、藤田和育氏、中村裕氏および渡邊顯氏は(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 山下明男氏および劉勁氏が、それぞれそのマネージング・ディレクターを務めるフォートレス・インベストメント・グループは、当社の筆頭株主である千鳥合同会社および当社の主要な借入先である楓合同会社の関連事業体です。

4. 渡邊顯氏は、前田道路(株)の社外取締役であり、同社と当社の間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社および当社の直前事業年度における連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

5. 当社と藤田和育氏、中村裕氏および渡邊顯氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

6. 山下明男氏および劉勁氏の選任が承認された場合、当社は両氏の間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は事業報告33頁に記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

8. 早島真由美氏の戸籍上の氏名は坪井真由美であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉野二良氏は任期満了となります。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

よ し の じ ろ う
吉野二良

再 任 社 外 独 立

(1954年8月24日生)

所有する当社の株式の数	9,000株
取締役会出席状況	24 / 24回
監査役会出席状況	15 / 15回
在任期間	4年

▶ 略歴、当社における地位

- 1978年 4月 大東京火災海上保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社
- 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険(株) 執行役員 (千葉本部長委嘱)
- 2012年 4月 同社 常務執行役員 (地域営業推進本部長委嘱)
MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株) 執行役員
- 2013年 6月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株) 常勤監査役
- 2017年 6月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株) 常勤監査役 (退任)
- 2017年 6月 当社 監査役 (現任)

▶ 社外監査役候補者の選任理由

あいおいニッセイ同和損害保険(株)において要職を歴任しており、上場会社の経営者としての経歴を通じて培われた高い見識および経験を有しております。また、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)において常勤監査役を勤めており、監査役としての知識・経験も深く、当社の取締役の職務執行を適切に監査する上で適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 吉野二良氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外監査役候補者であります。なお同氏は(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。なお、同氏は(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は事業報告33頁に記載のとおりであります。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
5. 同氏が当社の社外監査役として在任中の2018年度中に、当社が施工した共同住宅の界壁の不備の事案、ならびに、界壁、外壁および天井が、法定仕様に適合しない仕様となっていることが判明いたしました。同氏は当該事案が判明するまで、当該事案を認識しておりませんでした。日頃からコンプライアンス遵守の視点に立った提言を当社取締役会やその他の場で行い、注意喚起しておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明および再発防止策について提言を行うなど、コンプライアンス体制のさらなる強化に努めております。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

かわ さき のぶ お
川崎信夫

社外 **独立**

(1958年9月28日生)

所有する当社の株式の数

0株

監査役会出席状況

-/-回

取締役会出席状況

-/-回

▶ 略歴、当社における地位

- 1982年 4月 東京国税局入局
- 2004年 7月 東京国税局 調査第二部 調査総括課長補佐
- 2007年 7月 関東信越国税局 諏訪税務署副署長
- 2011年 9月 財務省大臣官房付 インドネシア財務省（ジャカルタ）派遣
- 2015年 7月 東京国税局 調査第一部 調査総括課長
- 2016年 7月 東京国税局 調査第一部 調査管理課長
- 2017年 7月 東京国税局 八王子税務署長
- 2018年 7月 東京国税局 調査第四部長
- 2019年 8月 税理士登録（現任）
- 2020年 6月 当社 補欠監査役（現任）

▶ 補欠の社外監査役候補者の選任理由

国税職員や税理士としての経験に基づく企業税務に関する深い知識、知見を豊富に有しております。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験は有してはおりませんが、これまでの職務経験に基づく見識を基に当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。以上のことから、当社の監査体制の強化として引き続き同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 川崎信夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお同氏は(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。
- 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を(株)東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定であります。
- 同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は事業報告33頁に記載のとおりであります。なお、同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

【ご参考】当社社外役員（取締役および監査役）の独立性基準について

当社の社外取締役または社外監査役を選任する際の独立性については、以下のいずれにも該当しないことを基準としております。

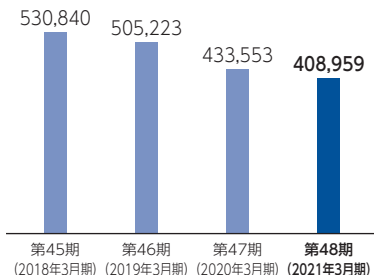
- (1) 当社グループの業務執行者（法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者）
- (2) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主）またはその業務執行者
- (3) 当社が大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者）となっている法人の業務執行者
- (4) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当社への当該取引先の取引高が当該取引先の売上高もしくは総収入金額の2%以上である者）またはその業務執行者
- (5) 当社の主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当社の当該取引先への取引高が当社の売上高の2%以上である者）またはその業務執行者
- (6) 当社の主要取引金融機関（当社が借入れをしている金融機関であって、直前事業年度における当社の当該金融機関からの借入額が当社総資産の2%以上である者）の業務執行者
- (7) 当社の法定監査を行う監査法人に所属している者
- (8) 公認会計士等の会計専門家、税理士等の税務専門家、弁護士等の法律専門家、その他コンサルタント（以下、併せて「コンサルタント等」という）として、当社から役員報酬以外で直前事業年度において年間1,000万円またはその者の売上高または総収入金額の2%のいずれか高い金額以上の報酬を受領している者またはコンサルタント等が法人、組合等の団体である場合における当該団体に所属している者
- (9) 当社の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社の社外役員に就任しているまたは就任していた場合における当該他の会社の業務執行者
- (10) 当社から直前事業年度において年間1,000万円またはその者の売上高または総収入金額の2%のいずれか高い金額以上の寄付を受けている者または業務執行者
- (11) 過去3年間に於いて、上記（1）から（10）までに該当していた者
- (12) 上記（1）から（10）に掲げた者（ただし、上記（2）から（6）、（9）および（10）の「業務執行者」においては、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事および部門責任者等の重要な業務を執行する者、上記（7）および（8）の「所属する者」は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限る）の2親等以内の親族および生計を一にする者
- (13) その他上記（1）から（12）と同等の株主との利益相反が生ずると合理的に判断される者

事業報告 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

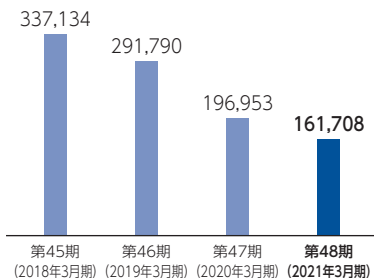
企業集団の現況に関する事項

● 企業集団の財産および損益の状況の推移

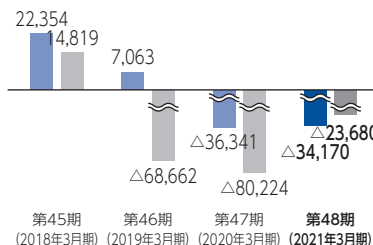
売上高 (百万円)



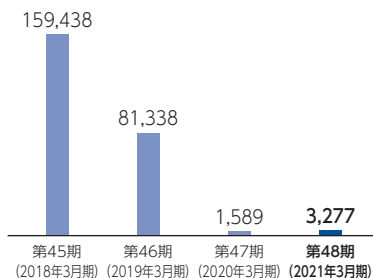
総資産 (百万円)



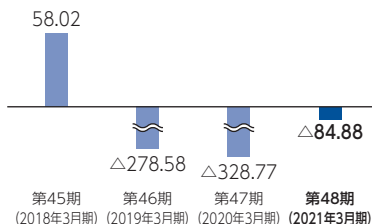
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)



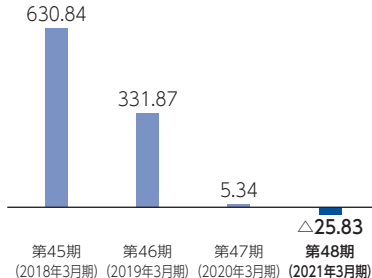
純資産 (百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)



1株当たり純資産額 (円)



区分		第45期 (2018年3月期)	第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)
売上高	(百万円)	530,840	505,223	433,553	408,959
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	22,354	7,063	△36,341	△34,170
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	14,819	△68,662	△80,224	△23,680
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	58.02	△278.58	△328.77	△84.88
総資産	(百万円)	337,134	291,790	196,953	161,708
純資産	(百万円)	159,438	81,338	1,589	3,277
1株当たり純資産額	(円)	630.84	331.87	5.34	△25.83

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

●事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言発令や外出自粛要請等の影響により個人消費が低迷し企業収益が急激に悪化する中、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況で推移いたしました。

貸家の新設着工戸数は、金融機関による融資条件の厳格化に伴い、4年連続の減少（前年度比9.4%減）となりました。また、賃貸住宅市場においては、空家数の増加が続いており、全国的な需要回復は難しい中で安定した入居率を確保するには、将来的にも高い入居率が見込める三大都市圏を中心とした物件供給や高付加価値サービスの提供による差別化戦略が重要と考えております。

このような状況の中、当社グループは、前連結会計年度において施工不備問題に伴う入居率の悪化を主因として2期連続の大幅な赤字決算となったことを受け、2020年4月30日に公表した「抜本的な事業戦略の再構築」で掲げた方針を継続し、選択と集中により中核事業である賃貸事業に経営資源を投入するとともに、抜本的な体質改善のための構造改革を継続し、事業面および財務面での安定化、持続的な収支の改善に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は408,959百万円（前連結会計年度比5.7%減）、営業損失は原価および販管費を前連結会計年度比31,885百万円削減したものの、入居率の低下に伴う賃料収入の減少等により29,182百万円（前連結会計年度比7,290百万円改善）、経常損失は資金調達費用の発生および支払利息の増加により34,170百万円（前連結会計年度比2,171百万円改善）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、一括発注や工法変更により工事単価が低減したこと等に伴う補修工事関連損失引当金戻入額15,374百万円、投資有価証券売却益4,065百万円の計上があったものの、固定資産およびのれんの減損損失4,041百万円、希望退職の実施に伴う退職特別加算金2,479百万円を特別損失に計上したこと等により、23,680百万円（前連結会計年度比56,543百万円改善）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

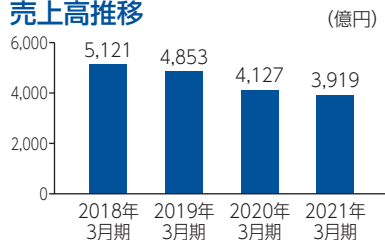
なお、当連結会計年度より、従来、「賃貸事業」「開発事業」「シルバー事業」および「ホテルリゾート・その他事業」の4区分としていた報告セグメントを、「賃貸事業」「シルバー事業」および「その他事業」の3区分に変更しております。これは、当社グループが抜本的な事業戦略の見直しを行い、これまでの事業多角化戦略から賃貸事業の収益力を強化する戦略に転換することを受け、「開発事業」は当社が賃借するアパートオーナーに対するリレーション強化および所有不動産に対する総合的提案を行うことから「賃貸事業」に分類し、「ホテルリゾート・その他事業」はホテルリゾート事業から撤退する方針であることから「その他事業」に名称変更することとしたものであります。また、前連結会計年度との比較については、前年度の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えた数値と比較しております。

賃貸事業

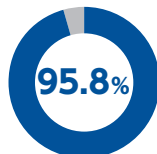
<主要な事業内容>

- アパート等の賃貸・管理
- 営繕工事
- ブロードバンドサービス
- 賃料債務保証事業
- 社宅代行事業
- 太陽光発電事業
- 少額短期保険業
- 不動産仲介事業
- サービスアパートメント事業
- サービスオフィス事業
- アパート等建築工事の請負
- 戸建注文住宅建築工事の請負

売上高推移



売上高構成比



賃貸事業においては、部屋を自分好みに変えられる「my DIY」、スマートフォンでの家電操作や施錠等が可能なスマートアパート化の推進、WEB上での接客・内見・契約といったリモート化への対応、大手警備保障会社との提携によるセキュリティサービスなど豊富な付加価値を提供するとともに、法人の寮住宅需要の取り込み、外国人入居者サポート体制の充実等により安定した入居率の確保を図っております。また、ASEAN諸国の子会社において、サービスアパートメント・オフィス等の運営を行っております。

入居率については、施工不備問題の影響は解消傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当社の主要顧客である法人企業を中心に入居需要が激減したこと等により、当連結会計年度末の入居率は81.72%（前期末比△1.35ポイント）、期中平均入居率は78.89%（前期比△1.89ポイント）と当初計画を大きく下回る結果となりました。なお、当連結会計年度末の管理戸数は573千戸（前期末比2千戸減）となりました。

また、リモート契約の推進や仲介業者の積極活用等による営業効率と生産性の向上に努めており、当連結会計年度末の直営店舗数を139店（前期末比50店舗減）といたしました。

アパート等の受注状況については、大都市圏での競争激化やアパートローンの融資環境変化等に加え、界壁等の施工不備問題を背景に新規受注を停止していることから、当連結会計年度の総受注高は5,927百万円（前連結会計年度比24.1%減）、当連結会計年度末の受注残高は9,651百万円（前連結会計年度末比65.2%減）となりました。

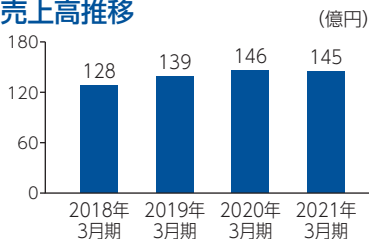
これらの結果、売上高は391,964百万円（前連結会計年度比5.0%減）、営業損失は19,385百万円（前連結会計年度比6,580百万円改善）となりました。

シルバー事業

<主要な事業内容>

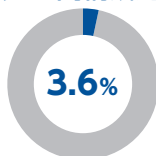
- 介護施設の運営

売上高推移



戦略事業であるシルバー事業は、継続的なオペレーション改善により原価抑制に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを懸念した介護サービス利用者の減少等により、売上高14,524百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業損失720百万円（前連結会計年度比179百万円損失増加）となりました。なお、当連結会計年度末の施設数は87施設となっております。

売上高構成比

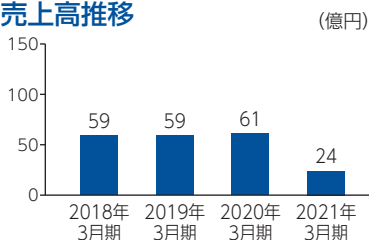


その他事業

<主要な事業内容>

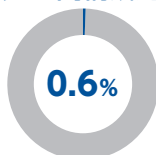
- リゾート施設の運営
- ファイナンス事業
- 事務代行事業等

売上高推移



グアムリゾート施設の運営、ファイナンス事業等を行っているその他事業は、新型コロナウイルス感染症拡大によるグアムリゾート施設の稼働率大幅低下に加え、国内ホテルの売却等による事業縮小に伴い、売上高2,469百万円（前連結会計年度比60.1%減）、営業損失1,551百万円（前連結会計年度比557百万円損失増加）となりました。

売上高構成比



対処すべき課題

2020年4月30日に公表した「抜本的な事業戦略の再構築」で掲げた方針を継続し、選択と集中により中核事業である賃貸事業に経営資源を投入するとともに、2021年3月期から実施しております抜本的な体質改善のための構造改革を継続し、事業面および財務面での安定化、持続的な収支の改善に取り組んでまいります。

・抜本的構造改革の継続

賃貸事業を主軸とした事業ポートフォリオに転換し、ノンコア・不採算事業であるリゾート事業および国際事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況およびその影響を見極めつつ、譲渡・撤退の方針としております。

また、賃貸事業の営業原価・管理原価の抑制や店舗の統廃合による固定費の圧縮、人事制度改定による人件費構造の見直しのほか、全ての費用における聖域なきコストカットを実施することで、収益構造の改革を図ります。

・入居率の向上

当社の中核事業である賃貸事業はストックビジネスであることから、事業面の安定化を図るうえで入居率向上は必須の事項となります。

WEB上での接客・内見・契約といったリモート化の推進や仲介業者の積極活用による客付け強化、顧客属性別（法人・個人・外国籍）の営業戦略展開、エリア単位で営業戦略の展開と収支管理を行う体制への変更等を行うとともに、人材を賃貸事業に集中的に配置することにより、入居率の向上を図ります。

・社会的信頼の回復

施工不備問題を早期に解決して提供物件の安全性を回復することを当社の重要課題と位置付ける方針に変更はございません。業績および財務状況の安定化を図りながら補修工事を着実に進めるとともに、再発防止に向けた取組みを実施しており、その進捗状況については、補修工事の進捗状況と併せて当社ウェブサイトにて開示しております。なお、2021年3月29日には、施工不備問題に関連して、愛知県より当社名古屋支店一級建築士事務所に対して建築士法第26条の規定に基づく行政処分（12か月の閉鎖処分）が下されており、かかる行政処分につきましても、その処分内容を重く受け止め、より一層コンプライアンス体制を強化するとともに、法令を遵守し、適切に業務を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言発令や外出自粛要請等の影響による営業収益の大幅な落ち込み等により、当連結会計年度末（2021年3月期末）時点において連結純資産は8,494百万円の債務超過（東京証券取引所の上場関係規則における純資産の定義（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から新株予約権と非支配株主持分を控除した額）に基づく。以下同様）となっております。

上記の取組みを確実に実行することにより、2022年3月期には営業損益の黒字化、2023年3月期には非支配株主に帰属する当期純損益の黒字化および債務超過解消を実現するよう努めてまいります。

以上の課題を確実に遂行することにより業績回復ならびに信頼回復を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社グループは、当社施工物件で判明した界壁等の施工不備の影響により、前連結会計年度において営業損失を計上し、2期連続で親会社株主に帰属する当期純損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。

当連結会計年度においては、補修工事ならびに入居者の募集再開を進め、業績は回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃貸事業の主要顧客である法人企業の異動が抑制されるなど入居需要が低迷した結果、営業損失29,182百万円、親会社株主に帰属する当期純損失23,680百万円を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナス40,816百万円となりました。

これらの結果、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、2020年11月2日付で第三者割当増資、新株予約権付ローンによる資金調達ならびに連結子会社である株式会社レオパレス・パワーにおける優先株式の発行を実施し、合計57,215百万円の資金を調達いたしました。

また、2020年6月5日付で公表した「抜本的な事業戦略再構築の検討結果を踏まえた構造改革の実施について」に基づき、ノンコア・不採算事業の譲渡・撤退（所有不動産・投資有価証券の売却・譲渡、子会社の譲渡・清算等）、希望退職の実施や役員報酬減額、人事制度改定といった人件費構造の見直し、賃貸事業の営業原価・管理原価抑制や店舗統廃合による固定費圧縮、広告宣伝費や販売促進費の見直し、株主優待の廃止など、あらゆるコストの見直しと削減施策を実施してまいりました。

2022年3月期においても同様の施策を継続しつつ、WEB上での接客・内見・契約といったリモート化の推進や仲介業者の積極活用による客付け強化、エリア単位で営業戦略の展開と収支管理を行う体制への変更等により入居率を向上させて事業面の安定化を図るとともに、コスト管理の徹底や補修工事スケジュールの調整等により財務面の安定化を図りながら、業績および財務状況の改善に努めてまいります。

資金の流動性につきましては、当連結会計年度末の現預金残高は54,863百万円となっており、当面の事業継続を行うための十分な資金を有しております。

以上により、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

設備投資等の状況

当社グループは、当連結会計年度において総額2,838百万円の設備投資を実施いたしました。

このうち主なものは、国内での賃貸事業に係る賃貸用不動産への投資1,920百万円、リゾート事業に係る設備投資45百万円、賃貸事業に係る情報システム投資98百万円であります。

また、当連結会計年度において売却総額4,167百万円の固定資産を売却いたしました。

このうち主なものは、国内での賃貸事業に係る賃貸用不動産の売却1,974百万円、国内ホテルの売却1,379百万円であります。

資金調達の状況

当社グループは、2020年11月2日付で第三者割当増資、新株予約権付ローンによる資金調達ならびに連結子会社である株式会社レオパレス・パワーにおける優先株式の発行を実施し、合計57,215百万円の資金調達を行いました。

重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社レオパレス・リーシング	400百万円	100.0%	社宅代行事業 不動産仲介事業
プラザ賃貸管理保証株式会社	50百万円	100.0%	賃料債務保証事業
株式会社レオパレス・パワー	80百万円	65.9%	太陽光発電事業
株式会社レオパレス・エナジー	20百万円	65.9% (65.9%)	電力小売事業
あすか少額短期保険株式会社	1,000百万円	100.0%	少額短期保険業
レオパレス21ビジネスコンサルティング(上海)有限公司	5,359千人民元	100.0%	コンサルティング事業
Leopalace21 (Thailand) CO.,LTD.	10,000千タイバーツ	49.0% [51.0%]	サービスアパートメント事業 不動産仲介事業
Leopalace21 (Cambodia) Co.,Ltd.	18,750千米ドル	100.0%	サービスアパートメント事業 不動産仲介事業
LEOPALACE21 PHILIPPINES INC.	262,674千フィリピンペソ	100.0%	サービスオフィス事業 不動産紹介事業
PT.Leopalace Duasatu Realty	70,893,900千ルピア	100.0%	不動産事業
Leopalace21 Singapore Pte.Ltd.	35,749千シンガポールドル	100.0%	投資コンサルティング事業
株式会社もりぞう	85百万円	88.2%	戸建注文住宅建築請負事業
株式会社アズ・ライフケア	80百万円	100.0%	介護事業
Leopalace Guam Corporation	26,000千米ドル	100.0%	リゾート事業
株式会社レオパレス・スマイル	10百万円	100.0%	事務代行事業

- (注) 1. 当社の連結子会社であったLEOPALACE21 VIETNAM CO.,LTD.およびエンプラス株式会社他1社は、当社保有株式の全てを売却したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
2. 当社の連結子会社であった株式会社ウイングメイトは清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
4. 議決権比率の欄の()内は、間接保有比率であり内数であります。
5. 議決権比率の欄の[]内は、緊密な者または同意している者の所有割合であり外数であります。

主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメントの名称	事業内容
賃貸事業	アパート等の賃貸・管理、営繕工事、ブロードバンドサービス、賃料債務保証事業、社宅代行業業、太陽光発電事業、少額短期保険業、サービスアパートメント事業、サービスオフィス事業、不動産仲介事業、アパート・戸建注文住宅等の建築工事の請負等
シルバー事業	介護施設の運営
その他事業	リゾート施設の運営、ファイナンス事業、事務代行業業等

企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

【当社】

- 本社 東京都中野区
 支店 全国47都道府県（レオパレスセンター 133店）
 海外（レオパレスセンター他 7店＜中華人民共和国 4店、大韓民国 1店、台湾 1店、ミャンマー1店＞）
 介護施設 全国62施設（東京都4施設、千葉県16施設、埼玉県22施設、神奈川県3施設、茨城県8施設、栃木県7施設、群馬県2施設）

【子会社】

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 株式会社レオパレス・リーシング | 東京都中野区 |
| プラザ賃貸管理保証株式会社 | 東京都中野区 |
| 株式会社レオパレス・パワー | 東京都中野区 |
| 株式会社レオパレス・エナジー | 東京都中野区 |
| あすか少額短期保険株式会社 | 東京都中野区 |
| レオパレス21ビジネスコンサルティング（上海）有限公司 | 中華人民共和国 |
| Leopalace21 (Thailand) CO.,LTD. | タイ王国 |
| Leopalace21 (Cambodia) Co.,Ltd. | カンボジア王国 |
| LEOPALACE21 PHILIPPINES INC. | フィリピン共和国 |
| PT.Leopalace Dusasatu Realty | インドネシア共和国 |
| Leopalace21 Singapore Pte.Ltd. | シンガポール共和国 |
| 株式会社もりぞう | 東京都中野区 |
| 株式会社アズ・ライフケア | 東京都中野区 |
| Leopalace Guam Corporation | グアム（米国準州） |
| 株式会社レオパレス・スマイル | 東京都中野区 |

企業集団の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)	
賃貸事業	2,918	[275]
シルバー事業	1,192	[1,256]
その他事業	278	[37]
全社 (共通)	694	[31]
合 計	5,082	[1,599]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトおよび派遣社員）は年間平均人員数を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 当社の従業員の状況

従業員数 (人)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,172 [1,241]	1,648人減	39歳0ヶ月	10年6ヶ月

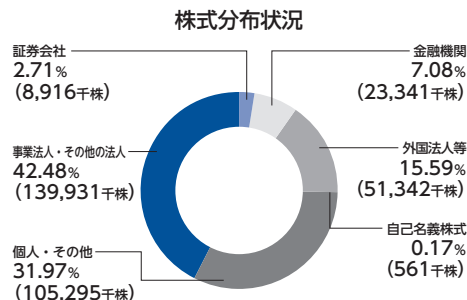
- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトおよび派遣社員）は年間平均人員数を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前期末と比べて1,648名減少しておりますが、その主な理由は、希望退職の実施によるものであります。

主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
楓合同会社	30,000

会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- 発行可能株式総数 500,000,000株
- 発行済株式の総数 329,389,515株
- 株主数 60,798名
- 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
千鳥合同会社	84,507	25.69
株式会社アルデシアインベストメント	48,683	14.80
島田 則康	11,474	3.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	9,295	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,416	1.95
J P M B L R E N O M U R A I N T E R N A T I O N A L P L C 1 C O L L E Q U I T Y	5,415	1.64
レオパレス21取引先持株会	5,319	1.61
株式会社SBI証券	5,029	1.52
レオパレス21オーナー持株会	4,712	1.43
レオパレス21従業員持株会	3,093	0.94

- (注) 1. 2021年3月31日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は4,441千株であります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 2020年11月2日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は84,507千株増加しております。

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
発行決議日		2016年7月28日	2017年8月28日	2018年8月28日	
新株予約権の払込金額		払い込みは要しない	払い込みは要しない	払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額		発行価格 548円 資本組入額 274円	発行価格 529円 資本組入額 265円	発行価格 333円 資本組入額 167円	
権利行使期間		2016年8月19日から 2046年8月18日まで	2017年9月15日から 2047年9月14日まで	2018年9月15日から 2048年9月14日まで	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数	197個	216個	226個
		目的となる株式数	普通株式 19,700株	普通株式 21,600株	普通株式 22,600株
		保有者数	2人	2人	3人
	監査役	新株予約権の数	－	－	－
		目的となる株式数	－	－	－
		保有者数	－	－	－

2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

2020年9月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権付ローンに係る新株予約権

新株予約権の総数	159,748,700個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 159,748,700株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1.35円
新株予約権の払込期日	2020年11月2日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき142円
新株予約権の行使期間	2020年11月2日から2025年11月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 143.350 資本組入額 71.675
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。
割当方法および割当先	第三者割当の方法により、Fortress Investment Group LLCの関連事業体である千鳥合同会社に発行した新株予約権の総数を割当てた。
新株予約権付ローンの残高	30,000百万円

会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
宮尾 文也	代表取締役社長	社長執行役員／事業統括本部長 Leopalace Guam Corporation 取締役
蘆田 茂	取締役	常務執行役員／経営企画本部長／施工不備問題緊急対策本部長（兼務） 株式会社レオパレス・パワー 代表取締役社長
早島 真由美	取締役	執行役員／管理本部長／コンプライアンス推進本部長CLO（最高法務責任者）（兼務）
児玉 正之	取締役	
田矢 徹司	取締役	株式会社経営共創基盤 パートナーマネージングディレクター
古賀 尚文	取締役	共同ピーアール株式会社 取締役会長
藤田 和育	取締役	Management Consulting Partner株式会社 代表取締役社長
中村 裕	取締役	
渡邊 顯	取締役	株式会社KADOKAWA 社外監査役 アジアパイルホールディングス株式会社 取締役 前田道路株式会社 社外取締役 法律事務所Comm&Path パートナー
吉野 二良	常勤監査役	
鮫島 健一郎	常勤監査役	
湯原 隆男	監査役	亀田製菓株式会社 社外監査役 長谷川香料株式会社 社外取締役
村上 喜堂	監査役	

- (注) 1. 取締役児玉正之氏、田矢徹司氏、古賀尚文氏、藤田和育氏、中村裕氏および渡邊顯氏は社外取締役であります。
2. 監査役吉野二良氏および湯原隆男氏は社外監査役であります。
3. 取締役渡邊顯氏は、弁護士資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役の児玉正之氏、田矢徹司氏、藤田和育氏、中村裕氏および渡邊顯氏、社外監査役の吉野二良氏および湯原隆男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	新地位および担当	旧地位および担当	異動年月日
蘆田 茂	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 施工不備対策本部長（兼務）	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 施工不備問題緊急対策本部長（兼務）	2021年5月1日
早島 真由美	取締役 執行役員 コンプライアンス推進本部長CLO 経営管理本部 副本部長（兼務）	取締役 執行役員 管理本部長 コンプライアンス推進本部長CLO（兼務）	2021年5月1日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約によって株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を填補することとなります。

ただし、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為等に起因する損害賠償請求の場合には、補償の対象としないこととしております。

4. 事業年度中に退任した取締役および監査役

取締役斜木克彦氏、岡本誠司氏、笹尾佳子氏および村上喜堂氏、監査役那須篤則氏および中村正彦氏は、2020年7月22日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

なお、村上喜堂氏は、2020年7月22日付で監査役に就任しております。

5. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定について、多様なレンジにおいて業績向上と企業価値向上に資する報酬体系とすることを基本的な方針とする。

業務執行取締役に対する報酬の構成は、固定報酬としての「基本報酬」、株価変動のメリットとデメリットを株主と共有して中長期的な会社業績の向上および企業価値の向上を目的とする「ストックオプション」、単年度経営計画の達成を目的とする「単年度賞与」および中期経営計画の達成を目的とする「中期経営計画期間賞与」の4種類で構成する。

社外取締役に対する報酬の構成は、その職務を鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

報酬体系の策定に当たっては、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、各取締役の職責や係るリスクを勘案して報酬テーブルを策定し、これに基づいて決定する。

②金銭報酬（基本報酬・単年度賞与・中期経営計画期間賞与）の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位ごとの職責や係るリスクを勘案して策定する基本報酬テーブルに基づいて決定する。

単年度賞与は、職位ごとの職責や係るリスクを勘案して策定する単年度賞与テーブルに基づき、会社業績等の定量的要素や経営基盤の強化等の定性的要素を鑑み、各取締役の貢献度および期待度を総合的に勘案した評価に応じて支給の有無と支給額を決定する。

中期経営計画期間賞与は、職位ごとの職責や係るリスクを勘案して策定する中期経営計画期間賞与テーブルに基づき、会社業績等の定量的要素や経営基盤の強化等の定性的要素を鑑み、各取締役の貢献度を総合的に勘案した評価に応じて支給の有無と支給額を決定する。

③非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等に該当する株式報酬型ストックオプションは、職位ごとの職責や当該職責に係るリスクを勘案して策定するストックオプションテーブルに基づき、会社業績および各取締役の貢献度を総合的に勘案した評価に応じて付与の有無と付与個数を決定する。

④個人別の各報酬額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、取締役会で決定した役員報酬制度に基づいた種類別の報酬テーブルの割合によって、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、種類別の割合の目安は、標準的な評価の場合において以下の構成比とする。ただし、中期経営計画期間賞与は含まない。

役位	金銭報酬	非金銭報酬等
代表取締役	83%	17%
取締役	82%~83%	17%~18%

基本報酬・単年度賞与・非金銭報酬での構成比は以下のとおりとする。

役位	基本報酬	単年度賞与	非金銭報酬
代表取締役	53%	30%	17%
取締役	49%~53%	30%~32%	17%~18%

⑤取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は年額を決定し、当該報酬額を任期の月数で均等按分し月例の報酬として支払うこととする。

単年度賞与は年額を決定し、当該報酬額を一定の時期に支払うこととする。

中期経営計画期間賞与は中期経営計画期間終了後に対象期間の額を決定し、当該報酬額を対象期間が終了した次年度の単年度賞与に加算して支払うこととする。

ストックオプションは年間の新株予約権付与個数を決定し、当社グループの役員を退任した後に権利行使を可能とすることとする。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。

委任する権限の内容は、業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた評価の決定とし、評価結果に従って報酬の種類ごとの報酬テーブルに基づき各報酬額を決定する。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に代表取締役が作成する個人別の報酬等の具体的内容を審議させ答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、個人別の報酬額について適正性を確保するために、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は指名報酬委員会規程の定めに基づいて運営されるものとする。

指名報酬委員会は、役員報酬制度の妥当性を評価し取締役会に対し答申する。また、取締役会決議にもとづき個人別の報酬額について委任された代表取締役社長の決定に対し、検討過程を客観的に評価し取締役会に対し答申する。もって役員個人別の評価および報酬額の妥当性・客観性・透明性を確保する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	132 (75)	132 (75)	— (—)	— (—)	13 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	38 (21)	38 (21)	— (—)	— (—)	6 (3)
合 計 (うち社外役員)	170 (97)	170 (97)	— (—)	— (—)	19 (11)

- (注) 1. 上記には、2020年7月22日をもって退任した取締役4名、監査役2名を含んでおります。
2. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月29日であり、取締役の金銭報酬額を年額800百万円以内(うち社外取締役100百万円以内、かつ使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない)、取締役(社外取締役を除く)の非金銭報酬額(株式報酬型ストックオプション報酬額)を年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない)とし、個別の報酬額は取締役会に一任する旨を決議しております。当該決議に係る株主総会終了時点の取締役は11名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 当社の監査役の金銭報酬の額は、2004年6月29日の定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該決議に係る株主総会終了時点の監査役は4名です。
4. 取締役の報酬については、前記(1)⑥に記載した方針に従い、当社代表取締役社長宮尾文也が決定しております。

社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	田 矢 徹 司	株式会社経営共創基盤 パートナーマネージングディレクター	株式会社経営共創基盤と当社とは、営業上の取引関係がありますが、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき関係はありません。
取締役	古 賀 尚 文	共同ピーアール株式会社 取締役会長	共同ピーアール株式会社と当社とは、営業上の取引関係がありますが、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき関係はありません。
取締役	藤 田 和 育	Management Consulting Partner株式会社 代表取締役社長	特記すべき関係はありません。
取締役	渡 邊 顯	株式会社KADOKAWA 社外監査役 アジアパイルホールディングス株式会社 取締役 前田道路株式会社 社外取締役 法律事務所Comm&Path パートナー	前田道路株式会社と当社とは、営業上の取引関係がありますが、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき関係はありません。また、他の兼職先とも特記すべき関係はありません。
監査役	湯 原 隆 男	亀田製菓株式会社 社外監査役 長谷川香料株式会社 社外取締役	特記すべき関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	児 玉 正 之	24回中24回	—	主に上場会社の経営者としての豊富な見識に基づき、経営全般に対して適宜意見を述べており、特に成長戦略および事業推進について専門的な立場から監督、提言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任および役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	田 矢 徹 司	24回中24回	—	主に経営者としての豊富な見識に基づき、経営全般に対して適宜意見を述べており、特に事業再生および成長戦略、事業推進、ファイナンスについて専門的な立場から監督、提言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任および役員報酬の決定過程における監督機能を果たしております。

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	古賀 尚文	24回中19回	—	主に上場会社の経営者としての豊富な見識に基づき、経営全般に対して適宜意見を述べており、特にレピュテーションリスクの管理、成長戦略および事業推進について専門的な立場から監督、提言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任および役員報酬の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役	藤田 和育	24回中24回	—	主に上場会社の経営者としての豊富な見識に基づき、経営全般に対して適宜意見を述べており、特に事業再生および建築・技術について専門的な立場から監督、提言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任および役員報酬の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役	中村 裕	24回中24回	—	主に住宅業界における深い経験と知見に基づき、経営全般に対して適宜意見を述べており、特に建築施工における品質管理および環境管理について専門的な立場から監督、提言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任および役員報酬の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役	渡邊 顕	18回中18回	—	弁護士としての専門的な知識および他社での社外取締役としての企業経営に関する深い知識、経験を生かし、当社の経営全般に対しての提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	吉野 二良	24回中24回	15回中15回	上場会社の執行役員や監査役として培った豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を適宜行っております。
監査役	湯原 隆男	24回中22回	15回中14回	複数の監査役としての豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を適宜行っております。

(注) 社外取締役 渡邊顕氏につきましては、2020年7月22日就任からの状況を記載しております。村上喜堂氏につきましては、2020年7月22日付にて社外取締役に任期満了し監査役に就任しており、当該就任時からの状況を記載しております。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	97百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が9百万円あります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているGrant Thorntonメンバーファームを含めた公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」と言います。）は、企業理念である「新しい価値の創造」に基づいた事業展開の実現に際して、そのプロセスの中に「企業倫理憲章」を制定し、当社代表取締役社長およびコンプライアンス推進本部長ＣＬＯ（最高法務責任者）がその精神を当社グループの全役職員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守が事業遂行における最も重視すべき方針（コンプライアンスファースト）であることを徹底し、当社グループの企業活動の原点とする。
 - ② 当社取締役会は、全取締役の3分の1以上の独立した社外取締役を招聘して構成し、コンプライアンス体制を含めた統制環境を整備するとともに、取締役会の意思決定および業務執行の適法性を監督する機能を強化して、経営の透明性・公正性を確保する。
 - ③ 当社取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を確保する。コンプライアンス委員会は、当社社外取締役の中から委員長を選任し、弁護士等の社外専門家を含めた委員で構成する。コンプライアンス委員会は、当社グループのガバナンス強化策の一環として、教育研修や情報管理体制の充実強化等、当社グループのコンプライアンスに係る施策を企画立案するとともに、コンプライアンス規程に基づく監視体制を強化し、問題点の把握と改善に努める。また法令違反の疑いがある場合に事業を停止させる機能を持つ。
 - ④ コンプライアンス体制の一環として、当社はコンプライアンス推進本部を設置し、コンプライアンス推進本部長ＣＬＯ（最高法務責任者）が法令遵守に関する事項を統括する。コンプライアンス推進本部は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の企画立案から運用、更なる改善を統括し、自律的な企業風土の醸成に努める。
 - ⑤ コンプライアンス推進本部内にコンプライアンス推進部を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス推進に係る企画・立案機能、および事業部門から切り離された法適合性の検証機能を分掌し、とりわけ建築物等の商品に関する遵法性の検証を担う。また、事業部門で実施するコンプライアンス業務の支援・進捗管理・モニタリング機能および契約書確認や訴訟対応等の法務機能を担う。

⑥ コンプライアンス上の懸念を看過しない体制として、当社グループはコンプライアンス担当者を各事業現場に配置し、コンプライアンス施策の周知および法令違反を発見した際の報告を担う。また内部通報制度を制定し、これにより内部通報窓口を社内外に設置して、当社グループの役職員に対して、コンプライアンス違反を発見した場合には、直ちに相談または通報するよう指導する。

また、定期的に意識調査を実施し、あらゆるリスクを早期に把握すると同時に、当社グループの役職員のコンプライアンス意識の醸成度合いを測る。

なお、当社グループは、当社グループの役職員が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを相談または通報したことを理由として、当該使用人に不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨等を内部通報規程の内部通報者保護条文中に規定するなどにより徹底する。

⑦ 当社代表取締役社長に直属する部署として内部統制機能と内部監査機能を統括した監査部を設置し、業務監査実施項目および実施方法を検討し、さらに、当社グループにおける経営活動のモニタリングやリスクマネジメントを行い、ガバナンス強化を実施するとともに、適正な財務諸表の作成と法規の遵守を図り、当社グループの資産を保全し、効率的な事業活動を促進する。

また、監査会議を設置して、監査体制の実効性を向上させる。

⑧ 当社グループの役職員のコンプライアンス意識を高めるために、コンプライアンス規程、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備を継続的に図り、コンプライアンス教育研修プログラムを階層別および役割別の特性に応じて定期的実施する。

また、コンプライアンスの推進が企業価値を高めるといった考え方を浸透させるために、人事評価制度において、コンプライアンス推進の取り組みや行動を評価する仕組みや、多面的評価制度の導入を検討する。

⑨ 経営陣と全てのステークホルダーとの積極的な対話を推進し、経営の透明化と相互理解を深めることで、顧客本位の企業風土を醸成する。

⑩ これらの体制構築によって、当社グループは遵法精神を重んじる企業風土の醸成を根底に置き、コンプライアンス推進本部をはじめとする組織的に遵法性を確保する態勢と、監査部による監査や内部通報制度等の違法性を看過しない態勢を、相互に融合しながら推進していくことで目指すコンプライアンスファーストを実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、その総括責任者に当社経営管理本部長を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書取扱規程および情報管理規程に基づいて、当該情報を文書または電磁的記録媒体に記録し整理、保存する。

また、情報管理体制の強化を目的として、教育研修等を行い情報管理の徹底を図る。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループのあらゆるリスクを網羅的に把握・管理する。リスク管理委員会は、当社代表取締役社長を委員長に選任し、弁護士等の社外専門家を含めた委員で構成する。
- ② リスク管理委員会は、当社グループのリスク管理のために、リスク管理規程および同規程に関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等を整備し、その運用状況の確認を行うとともに、当社グループの役職員に対する研修等を実施する。当社コンプライアンス推進本部長CLO（最高法務責任者）は当社グループのリスク管理に関する状況を四半期毎に当社取締役会に報告する。
- ③ 当社監査部は、当社グループ各部門の業務執行状況を監査し、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社代表取締役社長および担当部署に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を設置し、事業ならびに経営環境の変化に機動的に対応して、適切かつ迅速な意思決定により業績向上を図る。取締役会は監督機能の充実に配慮し、多様性のある構成かつ適正な人数で構成し、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時機動的に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務遂行状況を監視する。
- ② 取締役会の事前審議機関として、経営会議を定期的で開催し、業務執行方針およびその実施に関して協議、対策の検討を行っている。
- ③ 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標および予算配分等を定める。
- ④ 各部門および子会社の収支計画その他重要な事業計画の進捗については、取締役会等で月次または適宜レビューし、課題を抽出して、対策の実行に繋げる。

- (5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、関係会社管理規程を子会社に適用し、各子会社の経営上の重要事項について、当社の決裁基準と合わせ、当社の取締役会もしくは当該子会社を担当する当社役員が承認し、業務の適正性を確保する。
 - ② 子会社の管理は当社経営管理本部長が統括する。当社経営管理本部長は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催し、当社および子会社間で必要な報告を相互に授受する。
 - ③ 子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、所管部署の責任者が統括管理する。所管部署の責任者は、その所管する子会社と定期および随時の情報交換を行い、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および経営会議において報告する。
 - ④ 当社監査部および当社監査役は、子会社監査役と連携を図りながら、定期または臨時に子会社を監査し、当社代表取締役社長および監査会議に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は当社監査役と協議の上、当社監査部員から監査役を補助すべき使用人を指名する。
 - ② 当社監査役の職務の補助業務については、指名された使用人への指揮権は当社監査役に移譲されたものとし、当社取締役会からの独立性を確保する。指名された使用人は、監査役の職務の補助業務については、当社監査役の指揮命令に服する。当該使用人の監査役の職務の補助業務に関する考課は当社監査役会が行い、人事異動、処遇については、当社監査役と当社人事総務部長が協議する。
- (7) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為やその他必要な重要事項を、法令および当社監査役会規則ならびに監査役監査基準等の社内規程に基づき、随時当社監査役に報告するものとする。この監査役への報告体制を徹底するために、当該体制を定期的に役職員へ伝達する。また、当社監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

- ② 当社監査役は、重要な意思決定のプロセスや当社グループの取締役の業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会、関係会社連絡会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。また、当社監査役は当社代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、当社グループ各部門および子会社監査役とも定期的なヒアリングと往査を行うことにより監視および検証を行う。
- ③ 当社監査役は、当社監査役会規則および監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、当社監査役は、当社監査部より同部が行った当社グループ各部門の監査状況の報告を受けるなど、監査部および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- ④ 当社監査役への報告をした当社グループの役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、徹底する。
- ⑤ 当社監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払いまたは償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用または債務が当社監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務の処理を行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、当社の財務報告の信頼性を確保し、当社による金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指揮の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ① 当社グループは、企業倫理憲章に「反社会的勢力との関係の排除」を明記するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力の排除の細則を定め、各事業所・営業所等に不当要求防止責任者を選任して反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築するとともに、当社人事総務部およびコンプライアンス推進本部を対応統括部署として、事案によりコンプライアンス委員会、リスク管理委員会をはじめとした関係部門および外部専門機関と協議し対応する体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社および子会社取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制として、企業倫理憲章の制定、コンプライアンス委員会の設置、社外取締役の選任、監査部の設置、コンプライアンス推進部の設置、内部通報制度の制定、関連規程等の制定を行っており、これらの管理体制によって既に整備されている。

また、施工不備問題に関する外部調査委員会の調査報告書を受け、当社は2019年5月29日に策定した再発防止策のすべての項目について完了または実施中であり未着手はなくなった。

当連結会計年度においては、年12回のコンプライアンス委員会開催や、内部監査の実施など、法令等の遵守を確保している。

コンプライアンス委員会は、執行機関に対する牽制機能を強化するため、第47期に委員長を社外取締役とした上、審議内容と委員の大幅な見直しを行った結果、活発な議論がなされるようになり有効に機能していると評価できる。

一方で、各事業現場でコンプライアンス推進の役割を担うコンプライアンス担当者の権限・責任についての位置づけが明確になされておらず、コンプライアンス担当者制度の整備が今後の課題である。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理に関する体制は、経営管理本部長を総括責任者とし、文書管理規程および情報管理規程で規定した管理体制によって既に整備されている。

当連結会計年度においては、これら既存の体制を引き続き運用しており、適切な状況を保っているものの、重要情報の管理が不十分であったケースが散見されている。情報管理体制の一層の強化のため、教育研修等により情報管理規程の徹底を図っていく。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制として、リスク管理委員会の設置、リスク管理規程等で規定した管理体制によって既に整備されている。

当連結会計年度においては、これら既存の体制を引き続き運用しており、社外委員による専門的見識を踏まえてリスク管理を行っている。

また、施工不備問題に関する外部調査委員会の調査報告書を受けた再発防止策に基づいて各事業部が潜在的なリスクの洗い出しを行ったものの、対応策については現在整理中であり、潜在的なリスクの全社横断的な管理は今後の課題である。

また、クレーム対応マニュアルの整備などにより、個別具体的な補修要求等のクレームを組織的に調査・分析し、リスク情報を拾い上げて適切かつ迅速に対応できる組織体制の構築に着手した。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

機関決定に関しては、経営会議による事前審議を経て取締役会で審議し決定している。また事業計画の進捗のレビューに関しては、取締役会の他、レビューを主体においた執行役員会や関係会社連絡会議を開催しており、効率的に職務執行を行う体制が既に整備されている。

また、社外取締役および監査役は、社外役員会議を毎月開催して情報共有や意見交換を図っており、これをもとに取締役会をはじめとする各会議において的確な意見表明を行い、取締役の職務執行に対し経営監督の実効性を高めるよう努めている。

当連結会計年度においては、これらの会議を定期および臨時に開催し、電話会議システムによる会議への出席、書面による決議も含め機動的な機関決定を行い、適切な状況を保っている。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制は、関係会社管理規程に従って当社取締役会等へ報告されており、また定期的に関係会社連絡会議を開催し、事業計画の進捗のレビューをはじめ、子会社より必要な報告を受けるなど、既に体制が整備されている。尚、当社から子会社へ取締役を派遣して監督機能を高め、業務の適正性を確保している。

グループ各社の業務の適正性を確保する体制は、当社コンプライアンス推進部および経営企画部がグループ全体を包括的に監督する中で、コンプライアンス体制、リスク管理体制を当社の子会社を所管する部署が統括管理し、当社監査部による監査、および当社監査役による子会社監査を実施している。

当連結会計年度においては、監査役による業務監査機能を強化すべく、子会社監査役の選任を見直し、当社監査役および当社監査部との連携を含め、体制変更を実施した。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人に対しては、監査役会規則ならびに監査役監査基準に、その指揮権や考課等の人事権の取り決めが規定されている。

当連結会計年度においては、監査役の職務遂行を補助するために、1名の使用人を配置している。

(7) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役への報告に関する体制や監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制は、監査役会規則ならびに監査役監査基準等に体制を規定し、既に整備されている。また、監査役は監査部および会計監査人と相互に緊密な連携を保っている。

当連結会計年度においては、監査役は会社が対処すべき課題等について代表取締役社長等との意見交換を行うなど、監査役監査の実効性を高めている。

また、監査役への報告体制が適正に履行されるために、監査役会から取締役会に対し、迅速な報告を促す啓発を行っている。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

監査部において内部統制評価を行う体制を構築しており、2020年7月22日に第47期を対象とした内部統制報告書を提出している。

当連結会計年度においても、引き続き整備評価および運用状況評価を行っている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力排除に向けた体制整備については、企業倫理憲章等で反社会的勢力の排除について規定し、その体制を構築している。

当連結会計年度においても、反社会的勢力との関係を持たない企業活動を行っている。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、現在の業績を踏まえ、誠に遺憾ではございますが、当事業年度の期末配当を見送りとさせていただきます。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第48期 (2021年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	72,598
現金及び預金	54,863
売掛金	7,930
完成工事未収入金	524
営業貸付金	86
有価証券	100
販売用不動産	180
仕掛販売用不動産	349
未成工事支出金	238
原材料及び貯蔵品	497
前払費用	2,076
未収入金	1,819
その他	4,112
貸倒引当金	△182
固定資産	89,109
有形固定資産	70,052
建物及び構築物	19,557
機械装置及び運搬具	8,589
土地	31,118
リース資産	3,506
建設仮勘定	82
その他	7,198
無形固定資産	4,173
のれん	12
その他	4,161
投資その他の資産	14,883
投資有価証券	5,431
長期貸付金	1,096
固定化営業債権	249
長期前払費用	1,121
繰延税金資産	2,194
その他	5,443
貸倒引当金	△651
資産合計	161,708

科目	第48期 (2021年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	65,798
電子記録債務	19
買掛金	3,172
工事未払金	514
1年内返済予定の長期借入金	114
リース債務	3,133
未払金	9,593
未払法人税等	696
前受金	28,239
未成工事受入金	541
完成工事補償引当金	67
保証履行引当金	2,783
補修工事関連損失引当金	3,777
空室損失引当金	9,301
資産除去債務	30
その他	3,811
固定負債	92,633
長期借入金	30,615
リース債務	1,544
長期前受金	7,869
長期預り敷金保証金	6,423
補修工事関連損失引当金	29,732
繰延税金負債	9
空室損失引当金	2,960
退職給付に係る負債	9,650
資産除去債務	63
その他	3,763
負債合計	158,431
純資産の部	
株主資本	△6,474
資本金	81,282
資本剰余金	55,174
利益剰余金	△142,586
自己株式	△344
その他の包括利益累計額	△2,019
その他有価証券評価差額金	△0
為替換算調整勘定	△1,877
退職給付に係る調整累計額	△142
新株予約権	388
非支配株主持分	11,383
純資産合計	3,277
負債及び純資産合計	161,708

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第48期	
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
売上高		408,959
賃貸事業売上高		391,964
その他の事業売上高		16,994
売上原価		387,872
賃貸事業売上原価		370,872
その他の事業売上原価		17,000
売上総利益		21,086
販売費及び一般管理費		50,269
営業損失 (△)		△29,182
営業外収益		1,084
受取利息		66
受取配当金		84
投資有価証券評価益		141
為替差益		110
雇用調整助成金		243
その他		438
営業外費用		6,072
支払利息		2,171
社債発行費		251
資金調達費用		2,904
持分法による投資損失		44
その他		700
経常損失 (△)		△34,170
特別利益		19,664
固定資産売却益		225
投資有価証券売却益		4,065
子会社株式売却益		0
補修工事関連損失引当金戻入額		15,374
特別損失		8,419
固定資産売却損		18
固定資産除却損		114
減損損失		4,041
補修工事関連損失		982
投資有価証券売却損		114
退職特別加算金		2,479
退職給付費用		427
関係会社整理損		151
投資有価証券評価損		90
税金等調整前当期純損失 (△)		△22,925
法人税、住民税及び事業税		710
法人税等調整額		△429
当期純損失 (△)		△23,205
非支配株主に帰属する当期純利益		475
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△23,680

連結株主資本等変動計算書 第48期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	75,282	45,148	△118,874	△473	1,083
当連結会計年度変動額					
新株の発行	5,999	5,999			11,999
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△23,680		△23,680
自己株式の処分			△32	128	96
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		4,026			4,026
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	5,999	10,026	△23,712	128	△7,557
当連結会計年度末残高	81,282	55,174	△142,586	△344	△6,474

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,047	△280	△546	220	269	16	1,589
当連結会計年度変動額							
新株の発行							11,999
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△23,680
自己株式の処分							96
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							4,026
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)	△1,047	△1,596	403	△2,240	119	11,366	9,245
当連結会計年度変動額合計	△1,047	△1,596	403	△2,240	119	11,366	1,687
当連結会計年度末残高	△0	△1,877	△142	△2,019	388	11,383	3,277

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第48期 (2021年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	62,816
現金及び預金	44,938
売掛金	6,892
完成工事未収入金	483
営業貸付金	86
販売用不動産	101
未成工事支出金	234
貯蔵品	411
前払費用	2,019
未収入金	1,823
預け金	2,100
関係会社短期貸付金	4,432
その他	388
貸倒引当金	△1,095
固定資産	84,015
有形固定資産	38,815
建物	4,690
構築物	105
機械及び装置	2
工具、器具及び備品	326
土地	23,645
リース資産	10,044
無形固定資産	3,114
ソフトウェア	2,060
ソフトウェア仮勘定	515
その他	539
投資その他の資産	42,084
投資有価証券	3,592
関係会社株式	26,074
長期貸付金	504
関係会社長期貸付金	7,382
固定化営業債権	249
長期前払費用	1,106
その他	3,706
貸倒引当金	△533
資産合計	146,832

科目	第48期 (2021年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	61,333
電子記録債務	19
買掛金	2,816
工事未払金	287
リース債務	5,391
未払金	8,682
未払法人税等	359
前受金	26,243
未成工事受入金	324
預り金	2,815
完成工事補償引当金	67
補修工事関連損失引当金	3,777
空室損失引当金	9,301
その他	1,245
固定負債	92,223
長期借入金	30,000
リース債務	5,989
長期前受金	7,869
長期預り敷金保証金	6,356
退職給付引当金	9,261
補修工事関連損失引当金	29,732
空室損失引当金	2,960
繰延税金負債	17
その他	35
負債合計	153,556
純資産の部	
株主資本	△7,112
資本金	81,282
資本剰余金	51,235
資本準備金	51,235
利益剰余金	△139,285
その他利益剰余金	△139,285
繰越利益剰余金	△139,285
自己株式	△344
評価・換算差額等	△0
その他有価証券評価差額金	△0
新株予約権	388
純資産合計	△6,724
負債及び純資産合計	146,832

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第48期
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	392,513
賃貸事業売上高	381,547
その他の事業売上高	10,965
売上原価	375,326
賃貸事業売上原価	364,895
その他の事業売上原価	10,431
売上総利益	17,186
販売費及び一般管理費	46,413
営業損失 (△)	△29,226
営業外収益	5,846
受取利息及び受取配当金	4,937
投資有価証券評価益	109
雇用調整助成金	227
その他	571
営業外費用	5,625
支払利息	2,188
資金調達費用	2,852
その他	585
経常損失 (△)	△29,005
特別利益	19,664
固定資産売却益	224
投資有価証券売却益	4,065
補修工事関連損失引当金戻入額	15,374
その他	0
特別損失	9,133
固定資産売却損	18
固定資産除却損	53
減損損失	3,644
補修工事関連損失	982
貸倒引当金繰入額	731
子会社株式評価損	582
退職特別加算金	2,474
退職給付費用	427
その他	218
税引前当期純損失(△)	△18,475
法人税、住民税及び事業税	170
法人税等調整額	40
当期純損失(△)	△18,685

株主資本等変動計算書 第48期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	75,282	45,235	45,235	△120,567	△120,567	△473	△523
当期変動額							
新株の発行	5,999	5,999	5,999				11,999
当期純損失 (△)				△18,685	△18,685		△18,685
自己株式の処分				△32	△32	128	96
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	5,999	5,999	5,999	△18,717	△18,717	128	△6,589
当期末残高	81,282	51,235	51,235	△139,285	△139,285	△344	△7,112

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,047	1,047	269	792
当期変動額				
新株の発行				11,999
当期純損失 (△)				△18,685
自己株式の処分				96
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,047	△1,047	119	△928
当期変動額合計	△1,047	△1,047	119	△7,517
当期末残高	△0	△0	388	△6,724

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社レオパレス21
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レオパレス21の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レオパレス21及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社レオパレス21
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レオパレス21の2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社が施工をした共同住宅の界壁の不備の事案、ならびに、界壁、外壁及び天井が、法定仕様に適合しない仕様となっている事案につきまして、監査役会としては、今後も本事案の再発防止策の実施状況を継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社レオパレス21 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 吉野 二良 ㊞

常 勤 監 査 役 鮫島健一郎 ㊞

監査役(社外監査役) 湯原隆男 ㊞

監 査 役 村上喜堂 ㊞

以上

事前質問のご案内

本株主総会開催に先立ち、株主の皆さまからインターネットにより事前質問を受け付けいたします。株主さまから事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆さまの関心が高いと当社が判断した事項につきまして本株主総会において回答させていただく予定です。

なお、ご質問が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問に対して回答することが当社および第三者の権利や利益を侵害するおそれがある場合等は、回答は差し控させていただきます。

なお、ご意見、ご質問を承りますが、回答をお約束するものではありません。

事前質問受付サイトURL：<https://krs.bz/leopalace/m?f=1>

受付期間：2021年6月28日（月）

午後6時00分まで



株主総会動画の配信のご案内

本株主総会の報告事項等につきましては、総会の1週間後を目途に下記URLに動画を掲載いたします。

動画視聴サイトURL：<https://www.net-presentations.com/8848/20210629s>

視聴期間：2021年7月31日（土）まで



【お知らせ】

毎年12月に株主の皆さまへご送付しておりました「中間事業報告書」につきましては、地球環境を配慮した省資源化を目的に、発行を取りやめさせていただきます。

中間事業報告書につきましては、同時期に開示する「統合報告書」および「第2四半期決算報告書」と内容が重複しており、主要な情報は上記報告書にて開示させていただいていることから、株主の皆さまには、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第48期定時株主総会 会場のご案内

会場

東京都中野区
本町二丁目54番11号
株式会社レオパレス21
本社会議室
TEL. 03-5350-0017



交通

「中野坂上駅」

A1 出口より徒歩7分（大江戸線）

出口1 **出口2** 出口より徒歩5分（大江戸線・丸ノ内線）

出口3 出口より徒歩3分（丸ノ内線）

お願い

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社をご遠慮くださるようお願い申し上げます。



Leopalace 21

株式会社レオパレス21

〒164-8622 東京都中野区本町二丁目54番11号
TEL.03-5350-0001 (代) FAX.03-5350-0058

